

お知らせします 2つの給付金

Q 基準日の翌日以降に引っ越した場合の給付金の受取はどうなりますか？

A 臨時福祉給付金は、基準日（平成27年1月1日）時点で住民票のある市区町村から支給され、子育て世帯臨時特例給付金は、平成27年6月分の児童手当を受給される市区町村から支給されます。
具体的な申請期間や手続については、申請先の市区町村にお問い合わせください。

Q 基準日以降に生まれた場合や亡くなった場合は給付金の対象になりますか？

A [臨時福祉給付金]
基準日（平成27年1月1日）に生まれた方は対象となりますが、基準日の翌日以降に生まれた方は対象となりません。また、市区町村が支給決定するまでの間に亡くなられた方も対象にはなりません。

[子育て世帯臨時特例給付金]
基準日（平成27年5月31日）に生まれた児童は対象児童となりますが、基準日の翌日以降に生まれた児童は対象児童となりません。また、市区町村が支給決定するまでの間に亡くなられた児童も対象児童にはなりません。

問い合わせ先

● **申請手続に関するお問い合わせ**

留寿都村役場住民福祉課住民福祉係 電話：0136-46-3131

● **制度に関するお問い合わせ**

厚生労働省 2つの給付金に関する専用ダイヤル：0570(037)192 みな いいきゅうふ

! 「臨時福祉給付金」（簡素な給付措置）や「子育て世帯臨時特例給付金」の**“振り込み詐欺”**や**“個人情報の詐取”**にご注意ください。
市区町村や厚生労働省などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず、お住まいの市区町村や警察署（または警察相談専用電話（#9110））に御連絡ください。

- 市区町村や厚生労働省などがATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- 市区町村や厚生労働省などが、「臨時福祉給付金」の給付のために、手数料などの振込を求めることは絶対にありません。
- 現時点で、市区町村や厚生労働省などが住民の皆様の世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報を照会することは、絶対にありません。

【平成27.6.5発行 地区連絡員文書】

臨時福祉給付金

所得の低い方の負担を緩和します。

消費税率の引上げに際し、所得の低い方々への負担の影響に鑑み、暫定的・臨時的な措置として実施します。

〈イメージ〉

対象者

平成27年度の住民税が
非課税の方

* 課税されている方の扶養親族や生活保護の受給者などは対象外

子育て世帯臨時特例給付金

子育て世帯の負担を緩和します。

消費税率引上げの影響等を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特例的な給付措置として実施します。

対象者

平成27年6月分の
児童手当を
受給者される方

* 児童手当の所得制限限度額以上の方などは対象外

両方とも受給可
（※）

高所得世帯

（※）平成27年度は、2つの給付金のどちらの要件にも該当する方については、**2つの給付金を両方とも受け取ることができます。**

受給資格のご確認は、次ページ以降をご覧ください。

● **「社会保障と税の一体改革」とは**

社会保障制度を財政的にも仕組み的にも安定させることで、誰もが安心して利用できるようにするための改革です。

- 消費税率は、平成26年4月から8%に、平成29年4月から10%になります。
- 引上げ分は、すべて子育て、医療・介護、年金を充実・安定化するために使います。

消費税率の引上げに際し、所得の低い方々や子育て世帯への影響を緩和するために、臨時的な措置として「2つの給付金」を支給します。

臨時福祉給付金

支給要件など

● 支給対象者

- 平成27年1月1日時点で留寿都村に住民票がある方で、平成27年度分の住民税が課税されていない方が対象です。

※ただし、

}	・課税されている方の扶養親族 (税法上の扶養控除対象親族、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族(16歳未満年少者を含む)、青色事業専従者、白色事業専従者)
	・生活保護の受給者である場合 など
	は対象となりません。

(参考) 【住民税が課税されない所得水準の目安(非課税限度額)】

(給与所得者)

区分	非課税限度額※ (給与収入ベース)
単身	93万円
夫婦	137.8万円
夫婦子1人	168.3万円
夫婦子2人	209.9万円

(公的年金等受給者)

区分	非課税限度額※ (年金収入ベース)
単身	65歳以上 148万円
	65歳未満 98万円
夫婦	65歳以上 192.8万円
	65歳未満 147万円

● 支給額

- 1人につき **6,000円**

● 申請手続

- 現在、留寿都村では、8月上旬の申請書受付開始に向けて準備を進めています。準備が整い次第、配達地域指定郵便にてご案内いたします(「留寿都村の皆様へ」という宛名の郵便が配達されます。)ので、今しばらくお待ちください。

● その他

- 一定の住居を持たない方でいずれの市区町村にも住民票がない方については、基準日の翌日以降であっても留寿都村で住民票の手続を行えば申請を行うことができます。
- DV被害者や児童福祉施設等に入所している児童等で、他の市区町村から住民票を移さずに留寿都村にお住まいの方については、留寿都村で申請を受け付けることができる場合がありますのでご相談ください。

参考：住民税が課税されているかどうかの確認方法

次のどちらかが届いた(届いている)場合は、住民税が課税されています。

- 平成27年度給与所得等に係る村民税・道民税特別徴収税額の決定通知書(会社から渡されます。)
- 平成27年度村民税・道民税納税通知書(役場税務課より6月上旬に発送されます。)

子育て世帯臨時特例給付金

支給要件など

● 支給対象者

- 平成27年6月分の児童手当を受給される方が対象です。

※ただし、特例給付(児童手当の所得制限額以上の方に、児童1人当たり月額5,000円を支給しているもの)を受給される方は、対象となりません。

※児童手当の認定請求を失念する等して、平成27年6月分の児童手当の対象となる児童分の支給が受けられない方についても、支給対象になり得るので、平成27年5月31日時点で住民票のある市区町村の窓口にご相談ください。

● 対象児童

- 支給対象者の平成27年6月分の児童手当の対象となる児童

● 支給額

- 対象児童1人につき **3,000円**

● 申請手続

- 留寿都村から児童手当・特例給付を受給している方は、6月上旬に送付した**児童手当・特例給付現況届のご案内にあわせて、申請書等を送付しております。**内容ご確認の上、関係書類を役場住民福祉課窓口へ提出願います。
- 公務員の方は、所属庁からの案内に基づき、申請書に必要事項を記入の上、平成27年5月31日時点で住民票のある市区町村へ提出願います。(申請書様式がない場合は、役場住民福祉課までご連絡願います。)

● 申請期限

- 平成27年6月4日(木)から平成27年6月30日(火)まで**
- 万が一、平成27年6月30日(火)を過ぎた場合、平成27年9月4日(金)まで申請を受け付けますが、この期限を過ぎて申請を受け付けることはできません。

● 支給日

- 平成27年10月7日(水)

ご注意

- 平成27年度は、2つの給付金のどちらの要件にも該当する方については、「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」の**両方を受け取ることができます。**その場合、両方の給付金について、それぞれ申請が必要となります。
- 申請期間などは、**各市区町村により異なります。**留寿都村以外が申請先となる方は、事前に問い合わせるなど確認をお願いいたします。